

四	三	二	一	行	平	省	○
発	用振替等の適	の法	發号名	令	條	令	財
行	法	條律	行稱	和	件	國債	務
方	の	項及	及	元	等	の發行告示	
法	適	び根	び記	年	年	第	
		そ拠	記	五	次	行等	
				月	年	示	
				十	四	第	
				と	月	五	
				日	十	五	号
					七	条	
					第	十	
					日	省	
					告	示	
					に	發	
					関	行	
					す	項	
					る	一	
					告	令	
					示	省	
					に	發	
					す	行	
					る	項	
					。し	の規	
					た	定	
					た	利	
					規	付	
					定	に	
					五	七	
					十	国	
					年	債	
					（	づ	
					二十	き	
					年）	大	
					（	き	
					六	、	
					百	大	
					六	藏	

債定特あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
市め別つ入入。[。]へ格替適下へ債項律計号法め營四政八付
場る参て札札に以を機用一平、第ニ[。]律のに号法回國
特も加、と発によ下競闘を振株式十す三平債要第昭庫
別の者財同行る[。]争は受替十三年債券大臣
參にご務時[。]発価に日け法[。]三る条成のな四和
加よと大にと行格付本る[。]号法第二發財条二
者るに臣行い[。]競し銀もとの[。]一[。]律一十行源第十一
・発応がわう以争て行のう。第ニ[。]項四のの一[。]十二
第行募各れ[。]下入行とと[。]四平並年特確項年
I（限國る、「札わする。」[。]十成び法例保及法
非度債入価価「れ。」[。]六十に律にをび律
価一額市札格格とる。その規定[。]条九特第關圖財第
格国を場で競競い入の定[。]第年別百する政三

六

イ
發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

ロ
イ
方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

第公必十つ定う額
 三債要七いにち面
 条のな億て基、金
 第発財五はづ財額
 一行源千、き政で
 項のの十額発法七
 の特確万面行第千
 規例保円金し四二
 定にを、額た条百
 に関図財で利第七
 基する政千付一十
 づるた運九国項七
 き法め営百債の億
 発律のに八に規円

込募各当も各
 み限国ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格競
 行參よと大に競争
 一加るに臣行争入
 と者發応がわ入札
 い・行募各れ札發
 う第へ限國るの行
 。II以度債入募
 非下額市札入と
 価一を場でのい
 格國定特あ決う。
 競債め別つ定一
 争市る參てを及
 入場も加、しび
 札特の者財た価

七

ハ	ロイ	ハ	ロ
払			
非者特国行争	非者特国入価込	行争	非者特国
価・別債入価・別債札格	札格第参市発競金	入価・別債	入価・別債
格第参市	札格第参市発競金	札格第参市	札格第参市
競II加場	発競I加場行争額	発競II加場	発競I加場
九百九億六千九百五十二万円	円千万七 七円千 百三 二百 二十 三十二 億二 七億 千七 九千 百四 百十 九十三 万十	でた条特 九利第別 百付一會 四国項計 億債のに 円に規関 つ定す いにる て基法 'づ律 額き第 面發四 金行十 額し六	でた条特十面行十分五面行 千利第別万金し六、百金し 七付一會円額た条特三額た 百国項計で利第別十で利 十債のに三付一會万四付 三に規関百国項計円千國 億つ定す二債のにへ九債 円いにる十に規関令百に て基法億つ定す和六つ 'づ律七いにる元十い 額き第千て基法年八て 面發四四はづ律度億は 金行十百、き第予七、 額し六六額發四算千額

十 四	十 三 二	十 口 イ 一	十 九 八
初 期 利 子	の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発 払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行 込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 價 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日	發 替 單 位	振 額 最 低 行 争 額 入 札 金 發
し 令 、 和 次 元 の 年 算 九 式 月 に 二 よ 十 り 日 算 を 出 支 し 払 た 期 金 と	る 定 り 払 募 年 。 す 算 込 入 ○ る 出 金 決 · 期 し 額 定 四 日 た に の パ に 金 加 通 । 払 額 え 知 セ い を 、 を ン 込 第 次 受 ト む 二 の け も 十 算 た の 号 式 者 と に に は す 規 よ 、	額 以 額 面 上 面 金 の 金 額 そ 額 百 れ 百 円 ぞ 円 に れ に 円 つ き つ き 百 応 き 円 募 価 六 価 格 十 格 六 三 六 十 錢 錢 錢	平 す 額 の 振 成 る の 記 替 三 。 整 載 法 十 数 又 の 一 倍 は 規 年 の 記 定 四 金 錄 に 月 額 は よ 十 に 、 る 七 よ 最 振 日 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿
	額 金 額 の 総 額 100 0.4 365 28		

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 令 利 て を 每 級 号 の 銀 額
成 務 本 面 和 子 、 支 年 額 面 金 額 期 及 翌 行 を
三 大 銀 金 二 を そ 払 三 日 び 営 休 支
十 臣 行 額 十 支 の 期 月 × に 第 業 業 払
一 か 百 一 払 日 と 二 100 | 0.4 つ 十 日 日 う
年 ら 円 年 う 以 し 十 × い 六 に に 。
四 通 に 三 ° 前 、 日 2 | 1 て 号 支 当 た
月 知 つ 月 六 各 及 同 に 払 た だ
十 を き 二 月 支 び じ お う る し
七 受 百 十 間 払 九 ° い へ と 、
日 け 円 日 に 期 月 ° て 以 き 支
た 者 属 に 二 規 下 は 払
す お 十 定 、 、 期
る い 日 す 次 そ が